

## 無事ですシールに関するQ&A

Q1：無事ですシールとはなんですか。

A1：「無事ですシール」は、災害時要援護者の方が無事であることを知らせるほか、安否確認の際、訪問が不要であることを示し、効率的な安否確認を実施するためのツールです。

Q2：無事ですシールはどのように使うものですか？

A2：普段は玄関の近くなどに保管し、区内で震度6弱以上の大きな地震が発生した際、災害時要援護者の方の安全が確保できていたら、「無事ですシール」を門扉など、外からわかりやすい場所に掲示してください。

Q3：本人（災害時要援護者）が入院や入所している場合は？

A3：入院や入所している場合は、入院・入所先の施設において安否確認を実施しますので、「安否確認は不要」であること知らせるため、「無事ですシール」掲示にご協力ください。

Q4：今回送付された「無事ですシール」の送付対象者は？

A4：令和7年1月1日時点で、豊島区の災害時要援護者名簿に登録されている方へお送りしています。

Q5：災害時要援護者名簿とはなんですか？

A5：まず災害時要援護者とは、災害時に特に援護を要する方として、豊島区防災対策基本条例第2条第8項で定義しており、介護保険による要介護3～5の状態の方や、身体障害者手帳の1～4級又は愛の手帳（療育手帳）を所持している方など、一定の要件にあたる方が該当します。該当した方は、区で作成・管理する災害時要援護者名簿に登録されます。

Q6：災害時要援護者名簿に登録されるとどうなりますか？

A6：名簿に掲載されると、大規模な災害は発生した際、区職員や安否確認協力者（町会などの地域防災組織、障害福祉・介護保険事業者など）が、災害時要援護者の方の安否確認を行います。

また、2年に1度「災害時要援護者地域共有名簿」を作成し、警察・消防などの関係機関の他、町会などの地域防災組織に提供することで、普段から地域における防災活動などに役立てることとしています。なお、地域共

有名簿を作成する際は、災害時要援護者の方に対して個人情報の提供に関する調査を実施し、個人情報の提供に不同意だった方の情報は地域共有名簿に掲載しないこととしています。

Q6：「無事ですシール」の掲示を忘れた（しなかった）らどうなりますか？

A6：安否に関する情報が不明な場合、安否確認協力者による訪問が実施される可能性があります。

なお、訪問による安否確認が行われた後も、安否情報を共有できていない安否確認協力者から、電話等による確認の連絡が入ることがあります。

Q7：「無事ですシール」を掲示していないと、何回も自宅に来るのですか？

A7：訪問により安否確認が完了した場合、「無事ですシール」掲示にご協力いただくことにより、再度の訪問は実施されません。

なお、紛失等で掲示困難な場合などは、安否確認協力者が持参する別のシール（「安否確認済シール」）を門扉等に掲示させていただくこととなります。

「無事ですシール」「安否確認済シール」いずれかのシールの掲示後は、原則、発災から72時間は訪問による再度の安否確認は実施しません。ただし、電話等の通信手段が使える場合は、安否確認の連絡が入ることがあります。

Q8：「無事ですシール」を掲示していると安否確認はされないの？

A8：門扉に「無事ですシール」が掲示してある場合、原則、発災から72時間は訪問による安否確認は実施しません。

ただし、電話等の通信手段が使える場合は、安否確認の連絡が入ることがあります。

Q9：区の避難所（救援センター）や、知人の家などに避難する場合は掲示しなくていいですか？

A9：掲示の協力をお願いします。「無事ですシール」は、災害時要援護者の方が無事であることを知らせるほか、安否確認のための訪問が不要であることを示し、効率的な安否確認を実施するためのツールです。

シールを掲示することで、避難所へ避難したということが安否確認協力者に共有されるまでの間に安否確認のための訪問が、何度も行われる可能性があります。そのため避難する際は、訪問が不要であることを示すため、「無事ですシール」の掲示にご協力ください。

Q10：災害時要援護者が世帯に複数いる場合は、シールは何枚掲示すればいいですか？

A10：掲示するのは1枚で結構です。

Q11：世帯に複数いる災害時要援護者のうち1人が外出していて安否が確認できていない場合はどうすればいいですか？

A11：「無事ですシール」は掲示しないでください。  
複数の安否確認協力者が訪問する可能性がありますので、お手数ですがその都度、その旨ご説明をお願いします。

Q12：「無事ですシール」はいつまで掲示するの？

A12：安否確認は概ね72時間以内に完了することとなっているため、発災から最低72時間は掲示にご協力ください。  
なお、災害に規模によっては、72時間を超えて安否確認が継続することもあるため、発災から1週間程度は掲示にご協力をお願いします。